

令和5年度 第2回磐田市障害者施策推進協議会 次第

日 時：令和5年12月25日（月）

午後1時30分～

場 所：i プラザ2階 ふれあい交流室3

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 第4期磐田市障害者計画（案）について

..... 資料1

(2) 第7期磐田市障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（案）について

..... 資料2

4 事務連絡

5 閉 会

委員意見

No.	意見内容	市の考え方
1	<p>表紙 「いわたチャレンジプラン」の計画名について</p> <p>「チャレンジ」は医学モデルのイメージが強い言集であり、近年の社会モデルの考え方とそぐわないと感じる。英語でも、「障害者」は people with disability または persons with disabilities という言い方が一般的であり、challenged は使用しなくなっていると聞く。ポジティブなイメージを作りたい意図は理解できるが、障がい者にのみチャレンジを強いるようにも捉えられるため、この計画名には反対である。</p>	<p>「チャレンジ」はポジティブなイメージの言葉であり、英語でも people with disability と同じく使用されています。日本においても使用が広がりつつあると感じており、実際に計画名としている市町もあります。</p> <p>決して障がい者だけにチャレンジを強いるものではない旨の注釈をつけていきます。</p>
2	<p>「害」の字について</p> <p>・「障がい者」という表現について、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画と、【害】という漢字を使用している。その部分から【がい】に合わせることはできないか。以下、【害】を使用しないのであれば、一貫して書かれた方がよい。</p>	<p>「障害」と「障がい」の表記については、表紙裏面に記載のあるとおり、表記方法にルールを設けています。</p> <p>障がい者アンケートや聞き取り等の結果から、現時点でルールの変更はしない考えです。</p>
3	<p>・使い分けが煩雑で業務効率を低下させており、メリットを感じない。一律的に「障害」に戻していただきたいです。※個人意見としては、社会にある多くの障害物や障壁が「障害者」を「障害者」たらしめているという事実から目を背けないためにも、「障害」と漢字で記載すべきと考える。</p>	<p>No. 2に同じです。</p>
4	<p>全体を通して</p> <p>全般的には、障がい者に対する包括的な支援が着実に進化・拡大していることに感謝する。クローズ障がい者へのアプローチを忘れないでほしい。</p>	<p>各障がい者団体の障がい者に寄り添った活動に感謝申し上げます。団体が開催する家族会等の開催については、P25④に記載のとおり引き続き支援していきます。また、市でも理解、啓発に努めていきます。</p>

No.	意見内容	市の考え方
5	<p>障害児支援の充実</p> <p>令和9年4月開校予定の県立磐田特別支援学校についての記載を求む。(団体の意見聴取の場、相談窓口の設置)</p>	<p>現在でも、袋井市特別支援学校との連携はされているため、「特別支援学校との連携」として新たに記載していきます。</p>
6	<p>P6 障害者手帳所持者の推移</p> <p>磐田市内においては外国人住民が多く生活をしている。そのような人達の手帳取得率はどうなっているか。</p>	<p>外国人の手帳取得率については、把握していませんが、今後、調査し施策推進協議会で提示していきたいと思います。</p>
7	<p>P11① 障がいに対する理解や社会参加に関すること</p> <p>・障がいに対する理解や社会参加について、もっと多くの方が障がい者の方を理解すべきだと考える。そのためには、子どもだけでなく大人も一緒に交流すべきであると考えている。</p>	<p>引き続き、P23②に記載のとおり、子どもから高齢者まで、市民のだれもが参加し、相互交流の場となるよう支援していきます。</p>
8	<p>・避難所での障がいのある人への配慮があるかに不安との意見に対する対応</p>	<p>P27③避難所の充実に記載のとおりです。</p>
9	<p>・知的障がいや精神障がいに対する地域住民の理解が必要。その課題解決に向けて市として、どのようなアクションを行っていくか。身体障害者体験(車いす等)が、効果があるのか等も指摘されている中で、いかにして、見えない障害である知的障がい・精神障がいの理解を促すか難しいと感じている。</p>	<p>関係する障がい者団体の力もお借りし、啓発を続けていくことが必要と考えています。広報いわた等で、障害福祉の特集を掲載するなど検討していきたいと思います。</p>
10	<p>P13(3) 障がい児支援の充実</p> <p>「社会的自立」とはどのような概念か。反する概念として「社会的孤立？」が多く、その解消という意味で、この言葉を出しているのか。そうなら、「社会的孤立」がどのくらいだからと、根拠を出す必要があると感じる。</p>	<p>子どもを対象とするため、親や養護者との生活を基本にしながら、徐々に社会の中で他者と生活していく時間が増えていくことを想定しています。青年期・成人期以降に向けて、自己決定に基づいて主体的な生活を営むことや社会活動に参加する表現として表記しました。</p>

No.	意見内容	市の考え方
11	<p>P14 ②情報発信のバリアフリー化の推進</p> <p>・サービス内容や制度などの情報を発信する際は、提供する方の理解力や特性に合わせた方法で工夫できるとよい。</p>	<p>障がい者などに配慮して難しい言葉を分かりやすい表現に言い換える「やさしい日本語」ガイドブック（R5 作製）を用いた庁内研修会を今年度実施しました。今後も研修会を通して、難解な表現が多い行政文書等の改善を図っていくことから、情報のバリアフリー化取組事業として掲載していきます。</p>
12	<p>・例えば、P21 の地域福祉活動拠点の利用促進等取り組みについての発信の工夫</p>	<p>P31①に記載のとおりです。</p>
13	<p>P14 重点施策 2 ①相談支援体制の充実</p> <p>障がいのある人や支援者が、自分たちが置かれている状況に合わせて相談窓口を選ぶことは難しいと考える。困った時に最初に相談する窓口の数を増やし、広く周知することが必要と考える。</p>	<p>相談窓口には「地域の相談支援事業者」、「障害者相談員」、「障害者相談支援センター」、など様々な窓口がありますが、どの機関へ相談しても適切な支援に繋がられるよう連携を図ることを明記します。</p>
14	<p>P15 ②地域生活支援拠点等の体制整備</p> <p>P50 (1)地域生活支援拠点等の整備</p> <p>・緊急時の受入れ・対応の仕組みがない。いつまでに整備するのか。また、緊急時の対応とは、48 時間以内ということ考えているか。</p> <p>・地域生活支援拠点等の設置について、自立支援協議会が機能していない。形からでも実施いただきたい。</p> <p>・R6 に1 箇所設置予定になっているが、現状、基幹相談支援センターや自立支援協議会を通して R6 に設置できる見通しができていると判断してよいか。</p>	<p>P54(2)で記載のとおり、R6 年度の設置を目指して調整しているところです。緊急時の対応については、基本的には 48 時間以内で考えています。</p>
15	<p>P16 重点施策 3 ②相談支援体制の充実</p> <p>専門員による相談支援体制の充実の具体的取組</p>	<p>P44(2)で記載のとおり、専門員による相談窓口を設置し、対応しています。</p>

No.	意見内容	市の考え方
16	<p>P16 重点施策 4 ②障害者雇用の促進 企業・事業所向けに雇用促進及び理解促進のための啓発を行うとあるが、それだけではなく、市自らが雇用促進を進める（障がいのある職員の雇用を進める）考えはないのか。</p>	<p>P48 ③取組 4 に記載のとおり、市では、「磐田市障害者活躍推進計画」を策定し、障がい者雇用を継続的に進めています。</p>
17	<p>P17 外国人障害者への支援、言葉の壁への対応も含め、どのようになっているか。</p>	<p>外国人であっても分け隔てない支援が必要と考えております。外国人に対して、専任通訳者や多言語タブレットを市総合健康福祉会館へ設置し対応しています。</p>
18	<p>P19 ②合理的配慮の提供 「文字情報（要約筆記）」ではなく、「文字情報（要約筆記や筆談など）」という記載が望ましい。要約筆記のみだと限定されているように見える。（言い換えではなく例示だと分かるようにしてほしい）</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。修正いたします。</p>
19	<p>P22 ②スポーツをする場の提供 現在、インクルーシブスポーツという所でボランティアを行っている。そこでは障がいがある人、ない人も一緒に体を動かし多くの経験を作る場になっている。このような場が多くあるとよい。</p>	<p>P24②に記載のとおり、障がいの有無に関わらず参加できる交流の場を作るとともに、イベント開催も検討していきます。</p>
20	<p>P24 ③緊急連絡体制の充実 NET119 等の緊急連絡体制はありがたいが、使用するためには事前に消防署の窓口へ赴き事前登録が必要で、平日に仕事をしている者にとってはハードルが高い。窓口に行かなくても Web など事前登録ができるようにならないか。また、最近では、電話リレーサービスでも緊急通報が可能になっている。NET119 等と併せて電話リレーサービスによる緊急通報の方法も広く情報提供すると共に、ろう者が通報をいつでもスムーズに行えるよう、消防署内の周知徹底を図</p>	<p>ご意見や情報の提供をありがとうございます。担当部署へ情報共有いたします。</p>

No.	意見内容	市の考え方
	<p>っていただきたい。</p> <p>P 25</p> <p>①災害時要配慮者支援体制の整備</p> <p>21 ・「個別避難計画」の名簿対象者として作成されている知的障がい者は少ない。名簿作成の対象者であることを明示してほしい。</p> <p>22 ・特に配慮が必要な方の定義を教えてください。</p> <p>23 ②防災に関する情報提供 聴覚障害者や視覚障害者に対する、緊急時の情報提供はどのような仕組みがあるか。</p> <p>24 P 27 ①公共交通の整備 公共バスの路線廃止に伴い、交通弱者は行動の範囲が制限されている。タクシー助成等の負担軽減では、サービス低下を補うことはできない。早急に、安価で利便性のある新たな交通手段を提供願う。</p> <p>25 P 28 ②建築物のユニバーサルデザイン化 市の指導の範囲か。</p> <p>26 P 29 (2)コミュニケーション支援体制の充実 磐田市手話言語条例が制定されたことは喜ばしいことだが、その効果が、市民への啓発や福祉課の意思疎通支援事業の範囲にとどまっている。例えば、第4条に「市の責務」として、「3 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者が利用しや</p>	<p>今年度に、対象者へ名簿登録の案内を通知しています。対象者の中には、知的障がい者A判定を受けている方も含まれています。また、市のホームページでもこの支援体制について明示し案内しています。</p> <p>定義としては、日常生活で、行動や情報の入手等に困難を抱えている方のうち、災害時に自ら（家族の助けがあっても）非難することが困難で、支援を要する在宅の方を指します。</p> <p>P27 ②に記載のとおり、障がい者への特別な情報提供方法はしていませんが、早急な配信が必要なため、メール、ライン、エリアメール配信でお知らせしています。</p> <p>福祉だけでなく市全体の交通政策としての課題だと感じています。関係部署とも共有し、今後検討していきます。</p> <p>市の指導はありませんが、関係法令に則り、推進しているため掲載しています。</p> <p>ろう者に限ったことではないですが、障害者差別解消法改正により事業者の合理的配慮の提供が義務化されることに伴い、事業者への周知啓発に努めたいと思います。また、市職員を対象に障がい福祉についてのeラーニング（インターネットを利用して学ぶ）研修を行っており、手話に限らず障害者差別解消に向けた普及啓発を進め</p>

No.	意見内容	市の考え方
	<p>すいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。」とあるが、事業者に対する取り組みは計画に記載がない。今後どのように実施していくのか。また、市役所内でも「手話のことは福祉課」という意識が強く、各所管課が主体性をもって改善していこうという姿勢が見られない。改めて言語条例の理念を市職員全員が正しく理解し、各市民サービスに成果を反映するよう、全庁的な取り組みをお願いしたい。</p>	<p>ています。 P20① へ取組事業として追記します。</p>
27	<p>P29 (2)①多様なコミュニケーション手段への理解</p> <p>・「手話への理解とその普及に努めるため『磐田市手話言語条例』を制定するなど～」とありますが、磐田市手話言語条例は制定済みのため、計画のような記述は違和感がある。また、「障害の特性による多様なコミュ手段への理解」は必要ですが、手話言語条例とは別の枠組みになる。「手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解とその普及について基本理念を定めた『磐田市手話言語条例』の目的を実現するため、手話教室の開催などを行います。併せて、障がいの特性による多様なコミュニケーション手段への理解を促進します」などと記載してはどうか。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。 修正いたします。</p>
28	<p>・手話奉仕員養成講座事業の事業概要に「手話通訳者の養成のため」とあるが、手話奉仕員養成講座の目的は手話奉仕員（手話等を習得し、地域の聴覚障害者と手話で会話ができ、習得した手話等を活用して、地域の聴覚障害者団体の行事への参加や手話サークル活動への参加等、手話活動を行う者）の養成であって、手話通訳者のみの養成が目的ではない。目的の記述の修正をお願いしたい。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。 修正いたします。</p>

No.	意見内容	市の考え方
29	<p>・取組中、「夏休み子ども手話教室の実施」及び「初めての手話教室の実施」について、事業概要がほぼ事業名の再掲となっており、概要説明になっていない。具体的な記述にしてほしい。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。 修正いたします。</p>
	<p>P30 ②聴覚障がいのある人への通訳者派遣</p>	
30	<p>・「手話通訳者、要約筆記通訳者を確保するため、養成講座等を開催し」とあるが、手話通訳者養成事業は都道府県の事業ではないか。また、要約筆記者養成講座は、現状、市の主催としては開催されていないと思うが、今後は開催する予定があるか。</p>	<p>手話奉仕員養成講座（入門・基礎）は市の事業となっておりますので、「（入門・基礎）」を追記します。要約筆記者養成講座については、市の主催ではないため、記載内容を修正します。</p>
31	<p>・「合格率向上のため～切れ目のない支援を検討します。」とあるが、合格後の手話通訳者・要約筆記通訳者のスキルアップも大きな課題だと思う。資格取得支援のあり方の見直しも視野に入れ、スキルアップ支援の強化をお願いしたい。</p>	<p>手話通訳者、要約筆記通訳者のスキルアップについては、個々のレベルにより一律の支援が難しいことや自己啓発の部分もあり現時点では考えておりません。当面は、合格率向上による通訳者の増加に力を入れていきたいと思いをします。</p>
32	<p>・「合格率向上のため～手話サークルやろうあ協会で手話を学ぶ機会を提供できるよう、切れ目のない支援を検討します。」については、手話通訳者のみの内容であり、前半の文章（要約筆記通訳者）と繋がらない。要約筆記通訳者への学習機会提供などの支援はないのか。</p>	<p>現在、要約筆記奉仕員の養成事業として、関係団体による研修会の支援をしているため、記載内容の修正をいたします。</p>
33	<p>・③専任手話通訳者の設置について、現在、市総合健康福祉会館に専任手話通訳者を設置しているが、本庁や支所などには設置がないため、思い立った時に利用ができない。毎日ではなくとも、週1回、月2回などでもよいので、決まった頻度で本庁や支所等にも専任手話通訳者を設置するか、遠隔手話通訳が利用できる仕組みづくりをお願いしたい。</p>	<p>本庁や支所等での手話通訳者の配置については、利用者の意見を聞きながら効率的な方法を検討していきます。また、遠隔手話通訳については、県のサービス（遠隔手話通訳システム）とあわせて検討していきたいと思いをします。</p>

No.	意見内容	市の考え方
34	<p>P31、34 (1)基幹相談支援センターの設置 障害者相談支援センターの位置づけになっている記載があるが、磐田市の基幹相談支援センター＝磐田市障害者相談支援センター、南部障害者相談支援センターとの解釈でよいか。</p>	<p>基幹相談支援センター事業は、磐田市障害者相談支援センターと市が実施しています。「障害者相談支援センター」の表記は誤りのため、「磐田市障害者相談支援センター」へ修正いたします。</p>
35	<p>P32 ①成年後見制度の利用促進 成年後見支援センターについて、年々精神障害者保健福祉手帳取得者が増加傾向にある。その上で、精神障害者への権利擁護は重要な課題と考えるが、私の記憶では磐田市成年後見支援センターにおける協議の場には精神保健福祉士等の、精神保健分野の専門家が介入していなかったと思う。その部分に対して私も直接意見をした記憶がありますが改善されていない。その部分に関して、市としてはどのように考えているか。権利擁護という表現を使用するのであれば、枠を作り、どのように運営するか、次のステップに向けて明確にする必要が有ると思う。</p>	<p>成年後見支援センターは令和4年に開設され間もないため、今後実績を踏まえて検討していきたいと考えています。</p>
36	<p>P33 ③障がい者虐待防止の推進 ・ここ最近、精神科病院や福祉事業所での虐待報告がニュースになる事が有る。発信する事が難しい障がい者も多くいるなかで、そのような背景を理解した上で、虐待防止に向けて市としては、どのようなアクションをするのでしょうか。</p>	<p>虐待防止の啓発と合わせ、事業所への研修や勉強会を実施します。 また、虐待の対応に一早く対応できるよう窓口を一本化しています。</p>
37	<p>P34 (1)障害福祉サービスの充実 利用者の満足度を把握するため、施設や関係機関の利用者満足度アンケートの実施が必要ではないか。</p>	<p>各施設や、関係機関等において、利用者アンケートを実施している場合は、アンケートの共有を依頼し改善を図っていきたいと思います。また、必要に応じて市から利用者へアンケートを実施したいと思います。</p>

No.	意見内容	市の考え方
38	<p>P35 ②ニーズに応じた支援の充実 念願の地域活動支援センターが稼働している。社会と繋がる第一歩として引き続き注力いただきたい。</p>	<p>障がいのある方等が自立した生活を送れるよう、個人の状況に応じた支援を引き続き地域活動支援センターで実施していきます。</p>
39	<p>P35 ③特性に応じた支援の推進 ・高次脳機能障害、強度行動障害に対する事業・取組について、P51に強度行動障害に対する記載があるので、掲載を検討いただきたい。</p>	<p>令和8年度の整備に向けて検討していくため、P38③へ取組として「強度行動障がい有する方への支援体制整備の検討」を追記します。</p>
40	<p>・難病患者介護家族リフレッシュ事業に、「集いの場の提供」など介護家族が息を抜ける取組を考えてほしい。</p>	<p>難病患者やその家族に関わらず、障がいのある人や、その家族を対象とした居場所づくりとしてP25④の事業を掲載しています。また、医療的ケア児者支援者ネットワーク会議等で意見を伺いながら今後検討していきます。</p>
41	<p>P36 取組4 精神障害者入院医療費助成 精神障害者入院医療費助成に関して、市としてどのような理由があり開始したのか教えてほしい。障がい者の重度心身障害者医療費助成制度や、入院医療費助成等、医療費を安く抑える事により、社会的入院（権利侵害）を誘発している側面も有ると考えており、市が掲げる「権利擁護」の面でも気になる。</p>	<p>経済的負担の軽減を図るとともに精神障がい者の療養の推進を図るため開始しました。助成上限を設けていることや入院は医師の判断によることから、権利侵害を誘発しているとは考えていません。</p>
42	<p>P37 ④精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 取組を記載すべき。</p>	<p>現在、P53(1)に記載のとおり、中東遠圏域部会にて協議の場を設置しているため、圏域において、協議、検討していきます。</p>
43	<p>P38 ②幼稚園・保育園・こども園等における障がいのある子どもの受入れ 研修はもちろん大事ですが、現場は人手不足が一番の課題かと思う。障がいのある子どもの受け入れ環境を整えるためには、加配制度を充実させることも重要ではないか。</p>	<p>加配については、既に幼稚園・保育園・こども園で取り組みがされています。公立園については就園調査や園からの聞き取りをもとに必要に応じて人員を加配しています。私立園は、市独自で人員配置した場合の補助金制度を設けています。</p>

No.	意見内容	市の考え方
44	<p>P39 ⑤保護者支援 情報提供だけでなく、憩いの場の提供や、当事者団体の育成・支援を入れる必要があるのでは。</p>	<p>市民の皆さまから「保護者同士で話し合える場が欲しい」というご意見をいただくことがあります。まずは、同じ悩みを持つ保護者同士の情報交換の場を設けていきたいと考えています。</p>
45	<p>P41 ①特別支援教育の推進 ・学校内の体制や教育相談に関する記載がない理由</p>	<p>教育支援員やスクールソーシャルワーカーの取組について、追記いたします。</p>
46	<p>・児童生徒は勿論、保護者の方についてよりよい生活をしてもらうために学校教育にかかる費用を一部補助する制度はとてもいい考えであると思う。保護者のカウンセリングする場所をもっと増やしていくとよりよい生活ができるのではないか。</p>	<p>児童生徒が置かれた環境の改善を図るために、ソーシャルワーカーを配置しています。場合によっては、保護者等へ働きかけることもあります。P45①へ追記します。</p>
47	<p>P41 ②通級による指導 「聴覚に課題のある児童生徒」とあるが、聴覚それ自体は指導によって解決されるべきものではない（聞こえるようになるわけではない）ため、表現に違和感がある。「聴覚について支援が必要な児童生徒」などの書き方のほうがよいのではないか。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。 修正いたします。</p>
48	<p>P41 ③就学支援委員会との連携 連携は必要か検討いただきたい。</p>	<p>就学支援委員会では、障がいのある児童生徒の適切な就学支援を行う機関になるため、情報を共有するためにも関係各課の連携は不可欠であると考えています。</p>
49	<p>P42 教育支援員の配置 市ではスクールソーシャルワーカーが居るか。また居た場合、機能（評価）しているか。</p>	<p>スクールソーシャルワーカーは、小中学校あわせて市内に4人います。問題を抱えている児童生徒のため、問題の解決に向けて支援や関係機関との連携、調整を行っているため、①の取組に記載します。</p>

No.	意見内容	市の考え方
50	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者への支援に向けてピアサポーターの活用、育成に関する記載が無い。 	<p>ピアサポーターの活用や育成については、障がい者の理解が必要だと考えています。関係団体の理解を得ながら、今後検討していきます。</p>
51	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業に関する記載が無い。 	<p>障がい分野に留まらない事業のため、上位計画である「磐田市地域福祉計画」等の中で、今後検討していきます。</p>
52	<ul style="list-style-type: none"> ・罪を犯した障がい者への支援に関する記載が無い。 	<p>県は、「地域生活定着支援センター」を設置し支援しています。市では、罪を犯した障がい者への特化した支援事業はありませんが、個別の相談があれば、支援等対応していきます。</p>
53	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人障害者支援に関する記載が無い。 	<p>現状、外国人のみの区分分けはしていません。状況調査等で今後検討していきます。</p>

第 7 期 磐田市障害福祉計画、第 3 期 磐田市障害児福祉計画

委員意見

No.	意見内容	市の考え方
1	<p>P49 1 福祉施設入所者の地域生活への移行の促進</p> <p>「国が定める基本指針に基づき～」とあるにも関わらず、地域生活移行者数目標値 (C) の数値目標が、国の目標値 6%以上を下回る 3.9%ですが、問題ないか。</p>	<p>磐田市がおこなった施設入所者に対するアンケートの中で、本人の状況や施設の意向調査から人数を計上していますが、国の指針の中で「活動指標については、地方公共団体の実情に応じて任意に定めることが可能」とされていることから問題はありません。県とも調整済。</p>
2	<p>P49 (1)保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置</p> <p>本市では設置しないとしているが、従前に比べ、相談センターや事業所間の連携は密になっていると実感している。自立支援協議会の活動がトーンダウンしないことを望む。</p>	<p>地域の障がい福祉に関するシステム作りのため、地域の関係機関の連携強化等を推進する機関として、自立支援協議会が設置されています。この協議会活動で、顔の見える関係が構築され関係機関の連携が図られていると考えています。今後も様々な課題について、意見を出し合いながら解決に向けて検討していく機関として活動を支援していきます。</p>
3	<p>P49 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>【本市の目標】の指標が「市町では設置しない」とあるが、記載の意味があるのか。「圏域部会を行うため市町では設置しない」ということであれば、P54 (4) のような記載方法とするか、補足説明を入れてはどうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、同じ表記に変更します。令和 6 (2024) ～ 8 (2026) 年度における協議の場の設置⇒設置済⇒令和 5 年度で圏域地域移行部会を位置づけ</p>
4	<p>P51 (3) 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実</p> <p>強度行動障害を有する方がサービス利用をなかなかできないことについては、長年の課題であるため、協議が進むといい。</p>	<p>強度行動障害を有する方の支援ニーズの把握や市内のサービス事業所に点在する強度行動障害支援者養成研修終了者の把握などを行い、自立支援協議会を通じ支援体制を整備していくことが必要だと考えます。</p>

No.	意見内容	市の考え方
5	<p>P56 (2)本市の目標 事例検討会に触れているが、今までの実施に伴い効果があったか。</p>	<p>相談支援事業所の機能強化の面では効果があったと認識しています。また多くの事業所が事業所あたり1人の相談員体制となっている中、困難ケース対応を共有化することで、これまでの視点や考え方などに変化を与えるきっかけになりました。</p>
6	<p>P62、P63 自立訓練（生活訓練） 一定数の利用者への需要に対応できる体制の整備が求められるとある一方で、計画値は実績値を基に算定とある。整合性を教えていただきたい。</p>	<p>自立訓練（生活訓練）のサービス支給期間は2年間と定められている中で、年間一定数（10人前後）の新規利用者がおり、年間利用者は20人程度の状況です。2年経過後は就労B型に移行するケースが多いです。市内事業所の総定員数は23人であり、需要に対応するためには体制の維持が求められているため、「整備」から「維持」へ文言の変更を行います。</p>
7	<p>P67 相談支援サービスの現状と課題 障がい者の高齢化が進み、介護保険への移行も視野に入れて利用者を支援していくことが必要となっている。今後の更なる高齢化を考えると、障害の計画相談側も介護保険サービスや他の社会資源についての研修が必要と考える。</p>	<p>【現状と課題】に「障がい者の高齢化が進み、介護保険サービスへのスムーズな移行が必要な状況もあることから、計画相談員が介護保険サービスの知識を深めることが求められています。」を加えます。 また、【見込み量確保のための方策】に「磐田市障害者相談支援センターが中心となって、市内計画相談支援員に対して介護保険サービスに係る研修会を行います。」を加えます。</p>
8	<p>P68 実績と見込み量 地域移行、地域定着の利用率の低さは全国的な問題となっている。協議会での意見を参考に設定しているのは良いが、市として利用率を上げる（権利擁護を行う）為に、どのように仕組みを構築していくか。職員の資質向上も大事だが、この事業ができると手上げをしている事業所が有るものの、人員不足を理由に支援が出来ていない現状もある。少し現状の把握をした方が良い。</p>	<p>地域移行、地域定着の利用を進めていくためには、病院、家族、サービス事業所、市、相談支援事業所などの関係者が連携し取り組んでいく必要があると考えます。本市においても、まずは自立支援協議会において方向性を示し、意見交換会をはじめとして顔の見える関係を確立して取組を進めていけるよう検討をしていきたいと思えます。</p>

No.	意見内容	市の考え方
9	P70 ピアサポート活動への参加 令和6年度以降の計画値の根拠を教えてください。	市民の皆さまから「保護者同士で話し合える場が欲しい」というご意見をいただくことがあります。今後、居場所として情報交換の場を設けられるよう働きかけていきたいため、計上しました。
10	P73 児童発達支援の実績と見込み値 算定根拠に利用者数が横ばいとあるが、今年見込み値より計画値が低くなっている理由はなにか。	計画値は未就学児の人口を基準に考えており、フォロー率アップによる早期発見・早期療育を考慮した場合でもその年によって多少の増減があります。令和6年度～令和8年度の計画値は、令和4年度、令和5年度と比べ大幅な減少は見られないことから横ばいという表記を使わせていただきました。
	P76 実績と見込み量 手話通訳者と要約筆記通訳者派遣事業	
11	・派遣回数分けて記載したほうが、それぞれの需要や実態が把握しやすいのではないかと。	そのとおり修正します。
12	・今後、設置人数を増やしていく考えはないかと。本庁や支所ではすぐに利用できないため、ぜひとも人数を増やしていただきたい。	No. 28 に同じです
13	・令和3年度は入門のみ修了者数、令和4年度は基礎のみ修了者数か。	令和3年度：入門講座の受講数（基礎講座は翌年度へ移行） 令和4年度：令和3年度分基礎講座と入門講座、基礎講座の受講数
14	・令和6年度以降は、目標値を25名としてはどうか。	新型コロナウイルス感染拡大前の状況に戻りつつあるため目標値を25名に変更します。
15	P80 1 施設・事業所の推移 一覧表の中で、「短期入所」項目には、「者」のみの表示となっているが、「児」の必要性もあるため、項目から削除しないことを求める。	国の指針の表記に変更します。 短期入所（者・福祉型） ➡ 短期入所（福祉型） 短期入所（者・医療型） ➡ 短期入所（医療型）

No.	意見内容	市の考え方
16	<p>P81 施設・事業所の整備計画</p> <p>・P68 の見込み量や P67 の課題で「計画相談支援」の支給決定者数の増加に伴う体制の整備の必要性や、見込量確保のための方策にて就労系サービスの事業者等への参入の促進を図るなどの記載があるが、P81 施設・事業所の整備計画で計画相談支援の施設数が令和 5 年度から令和 8 年度まで同数（13）となっている。これについて、施設数を増やす見込みはないのか、もしくは現状と同数の施設数で上記課題に対応できる取り組みなどがされていくのか。</p>	<p>【計画値変更】計画相談支援事業に参入したいとの相談が 9 月以降あったことから計画値を変更します。</p> <p>R 6 14</p> <p>R 7 14</p> <p>R 8 15</p>
17	<p>・「生活介護」の施設数が足りているか精査してほしい。強度行動障害の特性がある方の受入ができない状況が続いている。</p>	<p>全国的に受け入れ希望がかなわない状況がある中で、人員不足、支援者の精神的負担、環境の未整備、緊急的受入の問題等が挙げられています。強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）の修了者を増やすこと、履修できない支援者向けの独自の研修やフォローアップ研修を実施することなど、事業所が増やせない状況を現状の社会資源の中で自立支援協議会が中心となって賄っていくことが必要だと考えています。</p>
18	<p>P82 本市の目標 磐田市内障害者雇用率</p> <p>計画値が法定雇用率を下回る目標になっていますが、問題ないか。</p> <p>（法定雇用率：令和 6 年度～2.5%、令和 8 年度～2.7%）</p>	<p>ご連絡ありがとうございます。</p> <p>法定雇用率を下回る目標にならないよう修正いたします。</p>